

災害対策基本法の一部を改正する法律案

[議事録 5/5]

行政機能等の継続性確保

・業務継続体制の具体的方策

・災害対策本部となり得る拠点の実態調査の有無

○吉川沙織君

避難勧告、避難指示を適切に発令した後、避難行動を促すためにも防災拠点となり得る行政庁舎の機能は絶対に失われてはなりませんが、東日本大震災では残念ながらそのような事態に遭遇、直面をしてしまいました。

これは先週の予算委員会でも申し上げたんですけれども、この東日本大震災を踏まえた後、市町村の業務継続計画、BCPの策定状況というのは結局、市町村でたった4.3%、そして今後も策定予定がない団体が68.7%にも上っています。



昨年の年末に修正された防災基本計画の中でも、第2編地震災害対策編と第3編津波災害対策編第5節の2の7でこの業務継続計画の大切さというのをうたわれていますけれども、東日本総括担当大臣、この件についていかがでしょうか。

○国務大臣(平野達男君)



業務継続計画、いわゆるBCPと言われるものでありますけれども、まず、政府においても各省のBCPが必ずしも十分ではなかったということについては東日本大震災の後を受けての各省のBCPの状況を調査して分かりまして、その後、私が防災担当大臣のときではございましたけれども、BCP、いわゆる各省の事業継続計画の徹底的な見直しを要請して、今までその策定作業中であります。

同じことは自治体でも、例えば県庁所在地あるいは一般の市町村等々においてもこの事業継続計画というのは、業務継続計画というのは、これは必要なんだろうと思います。

特に、首都直下型といったようなものが予想されるような地域においては、まあ東京都は多分しっかりとしたものを作つておられると思うんですけども、各県、各市町村、これはしっかりと計画を作つて、いざというときに備えるという体制を取つておくことは非常に大事なことではないかというふうに思います。

### ○吉川沙織君

今、平野大臣から中央省庁においても十分ではないという、そういう言及もございましたけれども、例えば、この中央省庁についてちゃんとできていない、それから自治体においても残念ながらまだまだ策定予定すらない団体が多い、この理由について分析して、更に徹底的に対策を講じるべきと考えますが、その点についていかがでしょうか。



### ○国務大臣(平野達男君)

理由といいますか、一応あったんですが、想定はやはりかなり甘い想定ということがまず一点あると思います。



例えば、首都直下型の中で一番最初に私が気にしたのは何かといいますと、日中に地震が来ますと大量の帰宅困難者が発生しますけれども、夜に地震が来ますと霞が関に今度は人が集まらないという、そういう事態が生じます。

じゃ、どういう地震のときにどれだけの人が集められるのかといったようなこと、こういったことの想定についてもまだ十分でなかったという、

まずその想定の問題が一番大きかったというふうに感じております。

### ○吉川沙織君

平成 22 年 11 月 11 日の総務委員会の質疑で、大規模水害対策に関する一都六県、これは東京都含まれていますが、この災害対策本部を設置予定の本庁舎等の水害対策を実施していない団体、東京都も含みますけれども、市区町村が約 48% に上っている内閣府の調査結果を紹介した上で、「まず同様の調査を全国で行って現状把握に努めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。」と指摘申し上げました。

これに対して当時の内閣府副大臣は、「全くそのとおりだというふうに思います。」と答弁されましたが、その後、調査行っているか行っていないかだけお答えいただけだと有り難いです。

#### ○大臣政務官(郡和子君)

御指摘、重要なところだと思っております。

それぞれの庁舎の浸水危険性を把握した上で、必要な対策がしっかりと取れるように更に周知徹底するとともに、必要に応じて今後も更に調査をしてまいりたいと思います。



#### ○吉川沙織君

先ほど平野大臣から想定が甘かったということもございましたけれども、今申し上げました避難訓練、避難勧告、避難指示の発令基準、BCP の策定の現状、全てに



おいてやはり策定のノウハウが分からない、それから人的、財政的な余裕がない、そういったこともありますので、是非、東日本大震災の反省と教訓を踏まえ、理由を分析し、国として国民の生命、身体、財産を守るためにできる方策はあらゆる手段を講じて取るべきであるということをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。